

吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案

1 改正の趣旨

建築基準法が改正され、市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「大規模修繕等」という。）であって、安全性等が担保されている場合に、接道義務等の既存不適格について、現行基準を適用しないこととなりました。

現行基準が適用されない大規模修繕等の範囲は、建築基準法施行令により、当該建築物の利用者の増加が見込まれる用途の変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁（市長）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものと定められています。

上記の特定行政庁（市長）の認定の申請書に添付する図書又は書面については、建築基準法施行規則で特定行政庁（市長）が規則で定めることとされていますので、必要な添付図書等を定めるため、吹田市建築基準法施行細則を改正するものです。

2 改正内容

建築基準法施行令第137条の12第6項の認定の申請書には、建築基準法第43条第2項第1号の認定の申請書と同様に、他の認定の申請書においても添付が必要となる図書のほか、次の図書等を添付しなければならないこととします。

- (1) 地籍測量図
- (2) 現況図
- (3) 申請に係る建築物の敷地及び空地又は通路の地籍図の写し
- (4) 申請に係る建築物の敷地及び空地又は通路の登記事項証明書
- (5) 申請に係る建築物の敷地について、空地又は通路を利用することに関する契約書、協定書その他の文書の写し

なお、他の認定の申請書と共通の添付図書等は次のとおりです。

次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書及びその他市長が必要と認める図書等

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積並びに工場にあっては、作業場、機械設備等の位置
2面以上の立	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料

面図	
主要断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出

3 施行時期

令和6年（2024年）4月1日（予定）